

学 則

1 事業者の名称及び所在地	株式会社ベネッセスタイルケア 〒163-0905 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 5 階 通信業務事業所 (株)ベネッセスタイルケア はこちら 東船橋 〒274-0826 千葉県船橋市中野木 1-6-1
2 研修事業の名称	ベネッセ介護職員初任者研修 千葉県通信コース
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学 ・ (通信))
4 開講の目的	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した良質の「介護サービス」の提供を実現するために、必要な知識と技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。
5 研修責任者及び 課程編成責任者の氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 上原 えり子 課程編成責任者 高本 亜樹 研修担当部署 介護学修推進部 介護セミナー事務局 事務所：新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 5 階 電話番号：0120-922-711 03-6836-1123
6 受講対象者(受講資格)及び定員	受講対象者 ・介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方。 ・ご家族の為に、研修を必要とされる方。 ・株式会社ベネッセスタイルケアに就業予定で、研修を必要とする方。 ・日本語の読み書き、聞き取りに問題なく授業を受けられる方(テキスト、授業、筆記試験は日本語) ・16歳以上で、全ての課程(講義・演習を含む)を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な方(ただし、母性保護のため、妊娠しているものは除く) 定員 ・船橋 12 名
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	・一般公募する。 ・開講日の5ヶ月前より募集開始し、自社ホームページに募集広告を掲載する。(コースにより募集開始日が異なる場合がある) ・受講希望者に受講案内を送付する。 ・自社ホームページもしくはフリーダイヤルにアクセスして申し込んで頂き手続を行う。 ・応募者多数の場合は申込手続きの先着順とする。 ・本人確認は研修初日に公的証明書等を原本確認して行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	60,720円 (内訳)・受講料 54,120円 ・テキスト代 6,600円 (金額は全て税込み)
9 研修カリキュラム	別添のとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	・船橋会場 千葉県船橋市本町 5-2-15 松寿ビル 5 階
11 使用テキスト (副教材も含む)	(株)日本医療企画『介護職員初任者研修課程テキスト』 令和3年発行『第5版』
12 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	(1)技術演習における習得度評価は、[こころとからだのしくみと生活支援技術]の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A~D の4区分で評価を行い、A~C の者を一定レベルに達している者とする。

	⑥整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動, 移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴, 清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 (評価区分) [評価基準] A: 根拠を理解し基本の介助が適切にできる B: 根拠を理解し基本の介助が概ねできる C: 根拠と基本の介助が確認しながら概ねできる D: 根拠の理解・基本の介助が不十分である ※D については再評価を行う (2) 全科目の修了時に、1 時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準により C 以上を評価基準を満たしたものと認定する（日本語を母国語としない受講生専用コースでは、1 時間 30 分での実施とする）。 A 評価：90 点以上 B 評価：80 点以上～89 点以下 C 評価：70 点以上～79 点以下 D 評価：70 点未満 ※D については再評価を行う (3) 通学のカリキュラムを全て出席し、上記(1)及び(2)において認定基準を超えており、受講料等が完納されている者を修了者と認める。
13 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	・「職務の理解」の授業終了後、通信自宅学習課題を配布。提出ペ切を5回に分けて添削指導を行う。 ・添削指導の認定基準は、理解度の高い順に A・B・C・D の4区分で評価し、C 以上が基準を満たしたものと認定する。 A 評価：90 点以上 B 評価：80 点以上～89 点以下 C 評価：70 点以上～79 点以下 D 評価：70 点未満 基準に満たなかった者については、基準に達するまで課題の再提出を求め、再評価する。 ・受講者が自宅学習中に質疑が発生した場合は「メール」または「質問シート」を郵送にて当事業者へ送付する。「質問シート」は担当講師による回答を記入後、質問者へ郵送により返送する。

14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	・理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻・早退した場合には欠席とする。 ・やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。 ・研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該項目を履修したものとみなす。 ・補講の予約は、決まった授業の順番など詳細ルールに基づくため、振替内容によっては修了日を延長する必要がある。基本は申し込みのコース日程で出席すること。 ・補講にかかる受講料については無料とする。 ・補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。 ・補講先の内容、時間配分が同じ場合は『項目』単位。異なる場合は『科目』単位での受講とする。
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	科目の免除についてはこれを認めない。
16 解約条件及び返金の有無	受講者からの解約は次のとおりとする。 (1) 受講料のお支払い書類を受領した日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当社に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。 (2) (1)の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より当社にその旨を電話にて連絡する。 ・受講開始前キャンセル：キャンセル料なし全額返金。 返金振込手数料は受講生（申込者）負担とする。 ・受講開始後キャンセル：返金を行わない。 (3) 応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。 振込手数料を弊社負担とし納入された受講料全額を返金する。 ただし、当社開催の別講座を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	当社ホームページ (https://shikaku.benesse-style-care.co.jp) において開示する内容は、以下のとおりとする。 (1) 研修機関情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数 (2) 研修事業情報 研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、研修受講手続、費用、留意事項、特徴）、科目別シラバス（科目別学習計画）、通学講習の科目及び時間、通学講習の指導体制・指導方法、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、講師情報（名前、略歴、現職、資格）、実績情報（過去の研修実績、過去の研修参加人数）、連絡先等（申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）
18 受講者の個人情報の取り扱い	お預かりした個人情報は、お申し込みいただいた資料送付、本講座に関するご案内、本講座の受講に関連する諸業務のほか、弊社およびその関連会社の事業における人財募集に関するご案内、研修、セミナー、資格講座などのご案内の送付等、およびサービスや業務の維持・改善のための基礎資料に利用することがあります。なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出します。 個人情報の開示・訂正・利用停止等をご希望の場合には、下記「資格講座受付窓口」までご連絡ください。私どもはお預かりした個人情報を大切にお取り扱いさせていただきます。 資格講座受付窓口 フリーダイヤル 0120-922-711 (受付時間 10:00～18:30、土・日・祝含む) ※年末年始を除く

19 修了証明書を亡失・ き損した場合の取扱い	修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行については、初回は無料、2回目以降は修了証明書及び修了証明書（携帯用）ごとに各 1,100 円（税込み）を受講者の負担とする。
20 その他研修実施に係る 留意事項	次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。 (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者。 (4) 千葉県介護職員初任者研修事業指定 2 千葉県介護職員初任者研修事業指定基準別紙 5 補講等の取り扱い に規定する履修期間（8 ヶ月以内。ただし、病気等やむを得ない理由による場合は 1 年 6 ヶ月以内）を過ぎた者。 (5) 受講料のお支払い期限までに受講料の支払いがなく、今後も支払い意思または支払い能力がないと判断される者。 ただし、(1) と (2) に関しては、双方(受講者と当社)の意思を確認の上決定する。